

東予・丹原処理区下水道使用料

(1カ月あたり・消費税10%含む)

種別	基本水量	基本使用料		超過水量	超過使用料(1m ³ につき)	
		現行	引き上げ後		現行	引き上げ後
一般汚水	10m ³	864円	880円	10m ³ を超え 20m ³ まで	97.2円	99.0円
				20m ³ を超え 30m ³ まで	108.0円	110.0円
				30m ³ を超え 50m ³ まで	124.2円	126.5円
				50m ³ を超え 100m ³ まで	145.8円	148.5円
				100m ³ を超えるもの	167.4円	170.5円
湯屋汚水	10m ³	864円	880円	10m ³ を超え 20m ³ まで	97.2円	99.0円
				20m ³ を超え 30m ³ まで	108.0円	110.0円
				30m ³ を超えるもの	32.4円	33.0円

※使用料の計算は、使用水量をもとに、上の表により計算した金額で、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額となります。

〈計算例〉1か月に上水道を15m³使用した場合

基本使用料(10m ³)	880円
超過使用料(5m ³)	99.0円×5m ³ = 495円
合計(15m ³)	1,375円
請求額(15m ³)	10円未満を切り捨て 1,370円

▼引き上げ後の東予・丹原処理区使用料比較

(1カ月あたり・消費税10%含む)

◎地下水利用世帯

使用人数	認定水量	現行使用料(A)	引き上げ後使用料(B)	差額(B-A)
1人	8m ³	860円	880円	20円
2人	16m ³	1,440円	1,470円	30円
3人	24m ³	2,260円	2,310円	50円
4人	28m ³	2,700円	2,750円	50円
5人	32m ³	3,160円	3,220円	60円

◎事業所・上水道利用世帯

使用水量	現行使用料(A)	引き上げ後使用料(B)	差額(B-A)
5m ³	860円	880円	20円
10m ³	860円	880円	20円
20m ³	1,830円	1,870円	40円
50m ³	5,400円	5,500円	100円
100m ³	12,690円	12,920円	230円

※地下水のみ利用している世帯については、世帯の人数に応じた地下水認定水量を下水道の使用水量としており、世帯人数3人目までは1人につき8m³、4人目からは1人につき4m³となっています。